

民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

背景・必要性

- ▶ 緑地等の老朽化、陳腐化が進展。財政制約から公共による更新投資も限界
- ▶ 他方、民間能力を活用して魅力ある賑わい空間したいニーズが顕在化
⇒ 既存制度では民間投資を呼びこむための環境が不十分

【老朽化・陳腐化した港湾緑地の例】



改正内容

港湾緑地等において、**収益施設(カフェ等)の整備**と当該施設から得られる**収益を還元して緑地等のリニューアル等を行う民間事業者**に対し、**緑地等の行政財産の貸付**を可能とする認定制度を措置



認定を受けた民間事業者に対する支援措置

- ▶ **緑地等の行政財産の貸付け(国有財産法等の特例)**
貸付け可能な行政財産の範囲拡大(建物所有目的の土地に加え、広場等のオープンスペースや海上構造物(釣り桟橋)等の貸付けが可能)
- ▶ **港湾区域内の占用等許可の特例**
釣り施設等の設置に必要な許可手続をワンストップ化

公共還元により整備する港湾施設の例(イメージ)



民間事業者が収益施設と公共部分を一体的に整備・運営

- ⇒ **民間活用の更なる推進により、水際線を生かした質の高い賑わい空間を創出**

港湾環境整備計画制度の手続きのイメージ①

港湾法における手続き
(港湾管理者が実施)

港湾法における手続き
(事業者が実施)

方針の整理、策定

- ・長期構想等の上位計画等を踏まえた事業コンセプトの検討
- ・民間活力による港湾緑地等の整備・管理の方針等を策定

事業発案・事業化検討
に係る官民対話

- ・事業手法や実施条件等を定めるにあたって、民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性の有無や実現可能性、アイデアを把握
- ・事業者の参加意向や事業者がより参加しやすい公募条件を把握

事業者の選定

- ・公募により民間事業者から提出された全ての提案の中から、最も優れた提案を行った事業者を選定

港湾環境整備計画の
認定申請
(法第51条)

- ・事業者は、港湾の環境の整備に関する事業の実施に関する計画（港湾環境整備計画）を作成し、港湾管理者の認定を申請

認定に係る同意付き協議
(法第51条の2 第2項)

- ・港湾管理者は、申請された計画に以下の緑地等が含まれる場合、国土交通大臣の同意を得なければならない

- ①国有財産法第3条第2項に規定する行政財産である緑地又は広場
- ②その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第238条第4項に規定する行政財産である緑地又は広場

(次ページ)

港湾環境整備計画制度の手続きのイメージ②

